　年　　月　　日

西宮市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　認可事業者

住所又は主たる事務所の所在地

　　　　　　　氏名又は名称　　　　　　　　印

誓　　約　　書

認可を申請する終身建物賃貸借事業については、下記のとおり高齢者の居住の安定確保に関する法律第54条第２号から第７号の基準に適合していることを誓約します。

記

１　高齢者の居住の安定確保に関する法律第54条第２号

賃貸住宅において、公正証書による等書面によって契約をする建物の賃貸借であって賃借人の死亡に至るまで存続し、かつ、賃借人が死亡した時に終了するものをするものであること。ただし、賃借人を仮に入居させるために、終身建物賃貸借に先立ち、定期建物賃貸借（借地借家法第38条第１項の規定による建物賃貸借をいい、１年以内の期間を定めたものに限る。）をする場合は、この限りでない。

２　高齢者の居住の安定確保に関する法律第54条第３号

賃貸住宅の賃借人となろうとする者から仮に入居する旨の申出があった場合においては、終身建物賃貸借に先立ち、その者を仮に入居させるため定期建物賃貸借をするものであること。

３　高齢者の居住の安定確保に関する法律第54条第４号

　賃貸住宅の賃貸の条件が、権利金その他の借家権の設定の対価を受領しないものであることその他国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。

４　高齢者の居住の安定確保に関する法律第54条第５号

　賃貸住宅の整備をして事業を行う場合にあっては、当該整備に関する工事の完了前に、敷金を受領せず、かつ、終身にわたって受領すべき家賃の全部又は一部を前払金として一括して受領しないものであること。

５　高齢者の居住の安定確保に関する法律第54条第６号

前払金を受領する場合にあっては、当該前払金の算定の基礎が書面で明示されるものであり、かつ、当該前払金について終身賃貸事業者が返還債務を負うこととなる場合に備えて国土交通省令で定めるところにより必要な保全措置が講じられるものであること。

６　高齢者の居住の安定確保に関する法律第54条第７号

賃貸住宅の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。